

平成 20 年 6 月 24 日

公立大学法人横浜市立大学
理事長 本多 常高 様

公立大学法人横浜市立大学

監事 足立 光生

監事 長峯 徳積

平成 19 年度 決算監査報告書

私ども監事は、地方独立行政法人法第 13 条第 4 項の規定に基づき、公立大学法人横浜市立大学（以下「本学」という。）の平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの会計の執行状況を監査いたしました。

その結果につき、以下のとおり報告します。

1 監査方法の概要

私ども監事は、本学の関係者及び会計監査人から報告及び説明を受け、財務諸表及び決算報告書について監査をしました。

2 監査の結果

（1）一般的事項

理事長、副理事長及び理事の業務執行に関しては、不正の行為又は法令・定款に違反する重大な事実は認められません。また、理事長又は副理事長と法人間の利益相反取引は認められません。

（2）会計監査

ア 会計監査人(新日本監査法人)の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

イ 財務諸表は、必要な事項を正しく示しているものと認めます。

ウ 決算報告書は、予算の区分に従って決算の状況を正しく示していると認めます。

（3）その他

剰余金処分については、昨年度と同様、今後の業務執行において実質的に必要な大学の教育、研究及び診療等の充実などを最重点に、長期的な視点に立った判断が必要だと考えます。

また、財務状況が今後厳しくなることが想定されますので、予算の執行については、計画に基づいた、より徹底した管理が必要であると考えます。

以上